

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月 韮崎市

1 目的

地方公共団体の技能労務職員の給与について、民間同種の従業者に対し高額ではないかとの批判があるところです。その給与等について、総合的な点検を行い、適正な給与制度の確立と運用を図るため、本取組方針を策定するものです。

2 現状

区分	公務					民間						
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	年収試算	類似職種	山梨県内			全国		
							平均年齢	平均給与月額	年収試算	平均年齢	平均給与月額	年収試算
韮崎市(全体)	47	51.10	280.1	298.1	4887.2	-	-	-	-	-	-	
学校給食	18	54.11	280.3	286.6	4736.7	調理士	39.9	292.1	4,006.6	-	-	
学校用務	4	57.07	282.0	285.4	4756.4	用務員	-	-	-	53.9	227.2	3,284.3
運転手	2	49.09	315.9	409.7	6484.7	自家用乗用自動車運転手	47.1	321.7	4,564.1	-	-	
その他	23	48.08	276.5	299.8	4892.2	-	-	-	-	-	-	
類似団体(全体)	-	47.03	294.5	317.2	-	-	-	-	-	-	-	
国(全体)	-	48.08	287.1	-	-	-	-	-	-	-	-	
山梨県(全体)	-	49.00	343.6	384.0	-	-	-	-	-	-	-	

1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務」及び「民間」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

3 基本的な考え方

現在、技労職は原則退職者不補充職種として、新規の採用は行っていないが、職務の性格・内容を考慮する中で、適正な人員配置を行います。

また、給与面においては国・県・近隣他市の動向を注視し、適宜見直しを行います。

4 具体的な取組内容

平成 21 年度を目途に、全職種（医師を除く）を対象にした新たな人事評価制度を導入し、評価に応じた昇給制度の確立を図ります。

また、給与等については、現行の国に準拠した給料表を踏襲するとともに、人事院等の勧告を踏まえ適正な給与改定を行います。なお、特殊勤務手当については、本来の手当のあり方を精査し、既に見直しを行いました。

5 その他

行政改革集中改革プランに基づく、事務事業の積極的な民間委託の推進を基本とし、職員数の動向に注視しながら、業務内容の現状を精査する中、委託可能な業務については順次民間活力の導入を促進します。